八幡浜地区施設事務組合職員等の旅費に関する条例

〔昭和５８年　３月３０日
条　例　第　１　３　号〕

改正　平成１５年　３月　４日条例第　２号　　平成１７年　３月２８日条例第　５号
令和　７年１２月２５日条例第　３号

（目的）

第１条　この条例は、公務のために旅行する職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定め公務の円滑な運営に資するとともに、経費の適切な支出を図ることを目的とする。

（準用規定）

第２条　職員等に対して支給する旅費については、八幡浜市職員等の旅費に関する条例（令和７年八幡浜市条例第４４号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附　則

１　この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

２　八西施設事務組合職員の旅費に関する条例（昭和４４年条例第４号）は、廃止する。

附　則（平成１５年条例第２号）

この条例は、平成１５年６月１日から施行する。

附　則（平成１７年条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年条例第３号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。